

# 官民施設の強靱化とシェルター化に関する検討協議会（要旨）

略称を「シェルター等整備協議会」

本会は、自然災害及び人為災害（事故、テロ、攻撃等）に対応する官民施設の強靱化並びに国家防衛及び国民保護の見地から国民を護るためのシェルター等の整備に関連する各種事業に関して必要な実現化方策を調査、研究し提案することを目的とする。

本会の対象は日本全国の自衛隊施設及び指定する自衛隊以外の官民施設とする

本会は、第2条の目的を達成するために次の構想の作成事業を行う。

- (1) 自然災害、人為災害に対する官民施設の強靱化全般に関する構想案の作成
  - (2) 自衛隊施設が自然災害及び敵からの攻撃に耐え任務継続が可能とする構想案の作成
  - (3) 自衛隊施設のシェルター化に関する構想案の作成
  - (4) 国民保護の見地から自衛隊以外の施設のシェルター化に関する構想案の作成
  - (5) その他関連する事項の構想案の作成
- 2 前項の構想案に基づき、具現化するための計画を作成するとともに、国、自治体に対して提案を実施する。
  - 3 本会で検討する災害の対象は、自然災害は災害対策基本法第2条第1項に規定する自然災害とし、人為災害は、事故、テロ、攻撃等による核災害、生物災害、化学災害、放射能災害、電磁波災害及び各種爆発による災害を言う。
  - 4 本会で検討するシェルターとは避難施設全体を言い、自然災害に対応する避難施設から各種攻撃等にも対応できる避難施設までの広範囲な避難施設を対象とする。